

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（第3回） 議事要旨

1 日 時 平成 22 年 6 月 22 日（火） 10:00～12:00

2 場 所 三田共用会議所 1階 講堂

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

安達 俊雄、村山 悦昭（内山 斉構成員代理出席）、相賀 昌宏、大橋 信夫、小城 武彦、
金原 優、北島 元治（北島 義俊構成員代理）、喜多埜 裕明、佐藤 隆信、里中 満智子、
渋谷 達紀、末松 安晴、中村 伊知哉（杉本 重雄構成員代理）、鈴木 正俊、高井 昌史、
高橋 誠、徳田 英幸、長尾 真、楡 周平、野口 不二夫、野間 省伸、三田 誠広、村上 憲
郎、山口 政廣

（2）総務省・文部科学省・経済産業省

内藤総務副大臣、中川文部科学副大臣、近藤経済産業大臣政務官

（総務省）原政策統括官、武井大臣官房審議官、安藤情報流通行政局情報流通振興課長、
松田情報流通行政局情報流通振興課統括補佐、

（文部科学省）合田文化庁次長、永山文化庁長官官房著作権課長、壱貫田著作権課課長補
佐、

（経済産業省）渡邊大臣官房審議官、信谷商務情報政策局文化情報関連産業課長、高柳商
務情報政策局文化情報関連産業課課長補佐

4 議事概要

（1）高井構成員から資料1「日本の書店発の電子書籍流通」に基づき、以下のとおり説明があった。

- ・ 6月21日にプレスリリースを行い、紀伊國屋書店の取組である日本の書店発の電子書籍流通について発表した。
- ・ 電子書籍の販売を通じて、日本の出版文化が国内外で発展していくようお手伝いしていきたい。具体的には、9月をめどにiPhone、iPad向けに電子書籍を利用するためのソフトウェアである「紀伊國屋書店アプリ」を無料で配布し、順次アンドロイドを使ったデバイスへと拡大していく。また、総務省のユビキタス特区事業の委託事業として、Hybrid e-Bookコンソーシアムが行った実証実験の成果を踏まえて、ウェブからの配信、販売を組み合わせる形で、SDカードに記録した電子書籍を店頭で販売する予定。
- ・ 今回立ち上げる電子書籍販売サイト『Kinokuniyaストア』は①出版流通と書店業界の再活性化、②読書ライフのトータルサポートという考え方で進めていく。②について、総合書店である紀伊國屋が、国内、海外の出版社と築いてきた密接な関係をもとに、和書から洋書まで幅広い品ぞろえを提供することを目指す。また、顧客が自分で購入した電子書籍を自分の所有するほかのデバイスでも読める

ようにするとともに、ハイブリッドデジタルというモデルによって電子書籍についても蔵書感を持っていただけるようにしたい。

- ・ 購入する電子書籍が増え、複数のデバイスを持つようになった場合に、購入した電子書籍をパソコンのライブラリーで管理しながら、自分の持っている他のデバイスでも読めるようにする。
- ・ 購入した電子書籍はKinokuniya IDを軸にして、クラウド上のKinokuniyaストアのサーバー上で管理されるようにしていきたい。
- ・ 実際の店舗での販売は、ウェブからの配信販売に加え、SDカードなどにパッケージしたものを店頭でも販売する。SDカードにパッケージ化したコンテンツを販売する以外に、店頭でキオスク端末を設置して、店に在庫のない本をSDカードへダウンロードしてもらうといったモデルが考えられる。どのようなコンテンツをこのモデルで販売するかは出版社と相談しながら決めていくが、動画、音声、画像など、ファイル容量が大きく、ダウンロードに時間のかかるコンテンツはSDカード向き。このハイブリッドデジタル販売は書店発の新しい販売モデルとして、書店界全体で検討していただければ幸い。
- ・ 紀伊國屋もデバイスメーカー各社からの協力のもと、デバイスの体験コーナーの設置や端末と関連アクセサリなどの販売を行っていく予定。・ デバイスと紀伊國屋アプリと顧客個人のKinokuniya ID等の組み合わせで、出版社のコンテンツを悪用から守ると同時に、顧客の所有する複数のデバイスで同じ本が読める環境を提供。昨年秋から、店頭とウェブでKinokuniya Point制度を始めたが、いずれはポイントで購入した紙の書籍を含め、紀伊國屋で購入した書籍のすべてをライブラリーで一覧できるようにしたい。いずれはKinokuniya Pointを紙と電子、どちらの書籍でも利用できるようにする。

○ これについて、以下のやりとりがあった。

- ・ この取り組みは9月から始まるのか（野間構成員）。
- ・ 然り。9月を目安に、できるデバイスからやっていきたい（高井構成員）
- ・ タイトル数はどれぐらいか（野間構成員）。
- ・ 紀伊國屋電子書籍ストアにコンテンツを提供いただくようこれから出版社と交渉する。また、主に学術専門書だが、パソコン上では大学や公共図書館に対しては、B to Bですすでに約70社の協力のもと、1,500タイトルの電子書籍の販売をしているが、B to Cにも対応して行って欲しいということを出社社にお願いして多くのタイトルを集めていきたい（高井構成員）。

(2) 事務局から資料2に基づき、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告（案）」について説明があった。

(3) 意見交換

- ・ 国立国会図書館との関係に部分について、報告（案）の22～23ページに、国会図書館をはじめとした図書館における利用について、今後は協議会を設置するという

ことが書かれており、そこでの議論をやっていただきたいとは思っているが、国立国会図書館には日本中で発行されたすべての出版物が納本され、所蔵されており、そのデータを十分活用するという点について異議はないものの、国立国会図書館だけでなく、図書館には図書館に与えられた役割あるいは機能があるはず。

それに基づいて著作権法上における貸与、複製について権利制限が働いており、これがデジタル化されいつでもどこでも国民が広く利用できるということになると、図書館の地域性あるいは目的の整合性をどのようにとるかという問題になってくるのではないかと。協議会ではこの議論を十分にしていきたい。

2点目として、17ページの権利の集中管理等の制度的・組織的アプローチの検討について、紙の媒体において出版を担当した出版社は、デジタル・ネットワーク社会における著作物を伝達する役割についても活用・関与していきたいという気持ちを強く持っている。出版社に十分な権利が与えられていないことに対する不安や、電子的な利用を図ったときに、出版社が作り上げてきた出版物としての版面あるいは紙面あるいはコンテンツの作り方を保護することが現在の法制度の中で可能か心配がある。出版社は電子的な利用が十分出来るという法的な背景にも配慮する必要があり、二次的な権利処理よりも、個々の出版社の特性に応じた契約を円滑化する取組を構築する方が順序的には先ではないか。「①権利の集中管理等の制度的・組織的アプローチの検討」と「②個々の出版物の特性に応じた契約を円滑化する取組の構築」の記載の順序が逆ではないか。(金原構成員)

- ・ 49ページの音声読み上げについて、障がい者、高齢者、児童にとって、デジタル書籍は音で聞けるということが大きなメリット。ただ、著者にとって読み上げソフトの現状を考えると、自分の書いた作品を読み上げソフトで読まれることには多少抵抗があるのではないかと。日本では点字図書館で音訳図書というものを作成している。ボランティアが朗読し、これをDAISYというシステムでデジタル化して、ネット配信、携帯端末でも朗読が聞けるようなシステムが実現している。読み上げソフトの研究・作成がなされているが、文芸書、児童文学、教科書のような子供たちが音で聞くようなものについては人間が読み上げたものの方が優れているのではないかと。出版社にも協力いただき、点字図書館と提携して音訳ボランティアを無償で使うことも可能。これを国会図書館などが一括管理して、読み上げソフトによるものと、DAISYシステムの朗読ボランティアの読み上げとを併用して使えるようなシステムを検討いただきたい。

第二に、47ページの外字・異体字について、異体字についてはIVSシステム (Ideographic Variation Sequence) という従来のUnicodeの後ろに子番号をつけることによって異体字を表現すると同時に、ユーザーがその異体字に対応するフォントを持っていない場合には親番号の文字が表示されるシステムがあり、既にアップルもマイクロソフトも最新版のパソコンに導入している。非常に多くの異体字が表現できるフォントは既にあるが、すべてのユーザーに購入してもらうのはユーザーの負担になる。国がフォントを購入して国民に無償で配布することも考えるべき。

第三に、これまで既に紙の本として出版されている書籍を一気にデジタル化する

ということが必要。30年以上前から印刷会社はコンピューターを使って製版をしているので文字データは印刷会社に残っているが、I V S、U n i c o d eができる前は各印刷会社が独自に外字を作成し利用していたので、印刷会社にある文字データをそのまま使用するとなると編集者と校正者が赤字を入れて変換し直すという作業が必要となり、大変にお金がかかる。印刷会社の文字データを利用できるような変換のためのコンバーターを国が資金を投入して開発し、過去のコンテンツを一挙にデジタル化できるようなシステムを構築すべき。(三田構成員)

- 23ページにデジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会(仮称)が開かれるとあるが、協議会の中でデジタルな利用だけでなく、紙の利用についても議論して欲しい。現在、書籍の販売冊数7億1000万冊に対し、図書館の貸し出し冊数は6億9000万冊であり、2、3年後には図書館の貸し出し冊数が書籍の販売冊数を超える状況になる。これは本末転倒。この懇談会は知の拡大再生産を前提としているが、知へのアクセスが優先されることになりかねない。知へのアクセスを保障するという事は大事だが、図書館がどういう態度を取ろうとしているのか、そういったことをぜひ表明して欲しい。(野間構成員)
- 外字、異体字について、経済産業省の下の独立行政法人情報処理推進機構(I P A)がパブリック・ドメインで編集可能なI P Aフォントを持っている。このI P Aフォントをパブリック・ドメインで拡大・提供して、よりバランスのよいフォントは有料で購入すればよいのではないか。フォーマットの議論を進める前にパブリック・ドメインのフォントを作成すべき。さらに、そのフォントを拡張・編集するツールもパブリック・ドメインにするともっとリッチなフォントセットとなり、表現が非常に拡大する。(徳田構成員)
- 「はじめに」の部分について、質問がある。技術ワーキングチームについて「想定される技術的目標をあらかじめ設定した上で整理を行ってきた」という記述があるが、本来ならば、その技術を使うのか使わないのか、その仕事をするべきかどうかという利活用の検討があって、それで、技術の話になるはずだけでも、それでは時間がかかるし、技術的にできるかできないかもわからない、やるべきかどうかどうかもわからないので、同時並行で議論する上で、想定される技術的目標をあらかじめ設定した上でというように記述してあるという理解でよろしいか。(佐藤構成員)
- その通り。(事務局)
- そうだとすると、報告に上がっている会議、協議会等が設定されているが、できる・できないという議論と、すべきかどうかという議論が混然一体となって進んでいくということになる。これらの会議は全体がリンクした話になっていくので、議論の後戻りができるよう、個々の会議の議論が全体として整合性をとれるような管理をして欲しい。設置される数多くの会議は、全体がリンクした話になっていくと思うので、どこかで元締めとなるような会議を設定して、個々の議論が全体として整合性がとれているのかどうかというのをきちんと見ていただきたい。(佐藤構成員)
- 52ページ以降の「第4章 具体的施策の方向性とアクションプラン」の項目に、デジタル配信をされたコンテンツやデータを受け取った後でどのように保護するかというデータの保護の項目が必要なのではないか。著作権法30条の私的利用の制限も権利制限として生きているのであるが、デジタル配信の場合にも適用が適正

かどうかも含めて検討すべき。(金原構成員)

- ・ 図書館の問題について、我が国においては、何ら版元、出版社あるいは著作者への見返りもなく、定価と同じお金で図書館が普通に本を買い上げて、提供してきたということが、出版社や著作者にとって、わだかまりのようになっていた部分がある。

ただ、せっかくのデジタル時代なので、権利制限に関しても、新しく、いろいろな形で試すということがあっていいと思う。国立国会図書館のあり方について、デジタル利用の場合に何らかの課金制度ということはどうなっているが、これまでのことを積み残したままで、利活用、つまり、経済効果を求めているは、また積み残されることが出てくると思う。慎重にすべきところは慎重に、そして、法改正によって決めるというよりも、いろいろな仕組みづくりでやっていくと後戻りもしやすい。

著作者と出版社との関係、出版社への権利付与の問題についても、慎重に行っていけないと、これまで築いてきた著作者と出版社との信頼関係を崩すことになりかねない。仕組みやルール、契約で対応した方が良いのではないか。国としては知へのアクセスということで、国民の明日の知的環境のためにこの懇談会が開かれていると思うが、根本的には国民全体の知的レベルを上げる、知へのアクセスを不公平のないようにするというところが一番大事なのであって、そこを外さず、議論の後戻りができる形であれば良い。(里中構成員)

- ・ デジタル社会においてコピー等の問題が生じたときに著者の代わりに出版社が戦うことになるが、現在の法制度では非常にやりづらいので、著作隣接権等の何らかの後ろ盾を出版社に与えることをこの懇談会で検討して欲しい。(佐藤構成員)

- ・ 図書館のデジタル配信においては、国会図書館、公共図書館を含めた官がどこまでやるのか、やってはいけないのかについて考えて欲しい。

電子取引においては税制の不備がある。海外からのデジタル書籍の購入は消費税がかからず、日本のコンテンツ配信事業においては5%消費税がかかるため、ハンデがつけられている。電子商品の取引における税制の不備について大臣等に知って欲しい。こういった税制についても考えて欲しい。(高井構成員)

- ・ 本日の報告の取りまとめをもって、この懇談会としては一区切りの整理を終えることになったが、今後はこの報告のフォローアップなどのために、必要に応じて、本懇談会を開催させていただくので、構成員の皆様方には引き続きご協力をお願いしたい。(末松座長)

- 懇談会の報告については、本日の議論を踏まえ、座長と事務局で相談した上で取りまとめることとなった。

(3) 内藤総務副大臣、中川文部科学副大臣による挨拶

- 内藤総務副大臣から以下のとおり挨拶があった。

- ・ 末松座長をはじめとする懇談会の皆様のご尽力により、議論が大きく前進したと思っている。

- ・ 技術ワーキングチームにおいては中間フォーマットをはじめとする規格の統一に向けて大きく動き出した。これから、幾つかの具体的な協議会が設置されて詳細な議論が進んでいく。利活用ワーキングチームについては、どういう問題点、どういう解決すべき課題があるのかが明確となり、その解決に向けて、皆様方の英知をいただいでいく。
 - ・ 我が国の出版文化を守る、表現の多様性を守るという、この懇談会を立ち上げた観点も共有をして解決に向けて努力いただきたい。
 - ・ 電子出版についての議論は時間が限られている。海外の企業が席卷している中、それがデファクトスタンダードになってしまったときに、日本のプレーヤーが数少なくなってしまうが、プレーヤーが少ない中で日本の出版文化の表現の多様性を守るか。共通のグラウンドを作り、そこに活躍してもらおうプレーヤーにたくさん参加いただくことで我が国の表現の多様性を守りたい。
- 中川文部科学副大臣から以下のとおり挨拶があった。
- ・ 3月に懇談会を立ち上げて、精力的に議論いただき、論点の整理ということで方向性を示していただいた。
 - ・ 本格的な議論はこれからが本番であり、新しいプラットフォームができていくということがはっきりするまで話し合いをしていただいて、知の再生産と同時に知のアクセスを両立させながら新しいモデルをこの国からつくっていくという最後までよろしくお願い申し上げたい。
 - ・ 様々なコミュニティーの方々が一堂に集まって、技術革新によって起こることを前提としながら、新しい競争の舞台である共通のプラットフォームを作り上げていくという懇談会ができないかということ、この懇談会を立ち上げるときに考えた。
 - ・ プラットフォーム、ルール作り、権利調整を官ではなく、当事者自らがやっていくということは新しい政治プロセスではないか。最後のところでしっかりと新しいプラットフォームができ、知の再生産と新たな知へのアクセスが日本でモデルとして始まっていくというところまで議論をお願いしたい。
 - ・ タイムスケジュールとして、あまり時間をかけることもできない一面もあるため、予算措置が必要な部分については来年度の予算に向けて頑張っていく。そういった予算化を前提として、できれば1年くらいのスパンで議論を一定の結論まで導いていっていただきたい。

(以上)